【規程番号　神女院Ｖ－018】

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士学位論文の審査に関する内規

論文博士の場合は、「神戸女子大学大学院学則」に従い、博士論文の審査及び学力の確認を行う。

１．論文審査

（1）学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、専攻主任の推薦を基に各専攻会議で主査１名と副査２名以上（外部審査委員を含む）の学位論文審査委員を決める。

（2）審査委員は公開の博士論文討論発表会を行い、主に以下の審査項目について総合的評価を行い、研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。

（3）審査項目

①研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。

②当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

③論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。

④設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。

⑤研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。

⑥先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。

⑦申請者の新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められるか。

２．学力審査

（1）専門分野をはじめ総合的な知識に関しては、公開博士論文討論発表会における質問に対する回答をもって評価し、その回答を討論発表会終了後１週間以内に審査委員会に提出する。提出された回答は研究科委員に配付する。

（2）語学力は、主として英語の読解力で判定する。問題と審査方法は審査委員会に委ねるものとする。

３．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。